

美濃加茂市議会
第2回定例会議案

令和2年6月8日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第 6 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について）	1
承第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 2 号））	3
承第 8 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市税条例の一部を改正する条例について）	2 5
承第 9 号	専決処分の承認を求めることについて（美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について）	2 9
承第 1 0 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 3 号））	3 1
承第 1 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 4 号））	5 5
議第 5 1 号	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	7 3
議第 5 2 号	美濃加茂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	7 4
議第 5 3 号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	8 0
議第 5 4 号	美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	8 2
議第 5 5 号	美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について	8 4
議第 5 6 号	美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例について	8 8
議第 5 7 号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	9 2
議第 5 8 号	美濃加茂市介護保険条例等の一部を改正する条例について	9 5
議第 5 9 号	令和 2 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 5 号）	9 9
議第 6 0 号	防災情報伝達システム整備工事の請負契約の締結について	1 3 2

議第 6 1 号	美濃加茂市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることにつき同意を求めることについて	1 3 3
議第 6 2 号	美濃加茂市教育委員会の委員の任命について	1 3 4

承第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年4月23日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月8日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

美濃加茂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市後期高齢者医療に関する条例（平成20年美濃加茂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年岐阜県後期高齢者医療広域連合条例第32号。以下「広域連合条例」という。）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 市が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第32号。以下「広域連合条例」という。）に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生</p>

労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 広域連合条例附則第15条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

(9) (略)

労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

承第7号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年4月30日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月8日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

令和2年度美濃加茂市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162,466千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,405,209千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,197,729	156,000	3,353,729
	2 国庫補助金	897,364	156,000	1,053,364
18 寄附金		300,000	500	300,500
	1 寄附金	300,000	500	300,500
20 繰越金		594,443	5,966	600,409
	1 繰越金	594,443	5,966	600,409
歳入合計		23,242,743	162,466	23,405,209

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,738,506	54,600	2,793,106
	1 総務管理費	2,165,922	54,600	2,220,522
3 民生費		8,207,118	103,000	8,310,118
	2 児童福祉費	3,954,277	103,000	4,057,277
8 消防費		1,637,446	4,866	1,642,312
	1 消防費	1,637,446	4,866	1,642,312
歳 出 合 計		23,242,743	162,466	23,405,209

予算説明書

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	3,197,729	156,000	3,353,729
	2	国庫補助金	897,364	156,000	1,053,364
		1 総務費国庫補助金	80,284	53,000	133,284
		2 民生費国庫補助金	267,126	103,000	370,126

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 総務管理費 補助金	53,000	1 特別定額給付金事務費補助金	
2 児童福祉費 補助金	103,000	1 子育て世帯臨時特別給付金事務費補助金 2 子育て世帯臨時特別給付金事業費補助金	8,000 95,000

(款) 18 寄附金
(項) 1 寄附金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
18		寄 附 金	300,000	500	300,500
	1	寄 附 金	300,000	500	300,500
	2	消防費寄附金	0	500	500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 消防費寄附金	500	1 消防費寄附金

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	594,443	5,966	600,409
	1	繰越金	594,443	5,966	600,409
		1 繰越金	594,443	5,966	600,409

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	5,966	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		総 務 費	2,738,506	54,600	2,793,106	53,000	1,600
	1	総務管理費	2,165,922	54,600	2,220,522	53,000	1,600
	5	財産管理費	214,932	1,600	216,532		1,600
	14	特別定額給 付金給付費	0	53,000	53,000	国庫支出金 53,000	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
10 需用費	1,600	消耗品費	市庁舎感染症対策事業（新型コロナ対策） 1,600
1 報酬	3,000	時間額任用職員	特別定額給付金事業（新型コロナ対策） 47,733 人件費 2,025 会計年度任用職員給 3,242
3 職員手当等	2,025	時間外勤務手当	
8 旅費	242	通勤に係る費用弁償	
10 需用費	1,976	消耗品費 1,826 印刷製本費 150	
11 役務費	12,667	郵便料 9,287 電話料 300 口座振込手数料 2,880 損害保険料 200	
12 委託料	30,890	受付給付 10,000 啓発チラシ作成 7,440 支給決定通知作成 2,400 システム開発 9,950 警備保障 1,000 施設清掃 100	
13 使用料及び賃借料	2,200	コピー機使用料 500 事務機器借上料 1,700	

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

3	2	8	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
			民生費	8,207,118	103,000	8,310,118	103,000	
			児童福祉費	3,954,277	103,000	4,057,277	103,000	
			子育て世帯 臨時特別給 付金給付費	0	103,000	103,000	国庫支出金 103,000	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	301	月額任用職員	子育て世帯臨時特別給付金事業（新型コロナウイルス対策） 102,249 人件費 450 会計年度任用職員給 301
3 職員手当等	450	時間外勤務手当	
10 需用費	458	消耗品費 228 印刷製本費 230	
11 役務費	2,891	郵便料 1,727 口座振込手数料 1,164	
12 委託料	3,740	システム改修	
13 使用料及び賃借料	160	コピー機使用料	
19 扶助費	95,000	子育て世帯臨時特別給付金	

(款) 8 消防費
(項) 1 消防費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
8		消 防 費	1,637,446	4,866	1,642,312	500	4,366
	1	消 防 費	1,637,446	4,866	1,642,312	500	4,366
		3 災害対策費	919,510	4,866	924,376	寄附金 500	4,366

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
10 需用費	2,737	消耗品費	地域防災力強化事業（新型コロナ対策） 4,866
17 備品購入費	2,129	防災備蓄備品	

給 与 費 明 細 書

1 一般職 (1)総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	854 (1)	693,023	1,125,519	900,063	2,718,605	441,955	3,160,560	
補正前	849 (1)	689,722	1,125,519	897,588	2,712,829	441,955	3,154,784	
比較	5	3,301		2,475	5,776		5,776	

()内は内短時間勤務職員数を計上

区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	31,248	35,497	10,876	14,860	30	103,146	35,973	297,836	199,767	1,039	169,791
補正前	31,248	35,497	10,876	14,860	30	100,671	35,973	297,836	199,767	1,039	169,791	
比較						2,475						

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)		説明	備考
職員 手当	2,475	その他の 増加分	2,475	時間外勤務手当 2,475	

承第8号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年4月30日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月8日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

美濃加茂市税条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市税条例の一部を改正する条例

（美濃加茂市税条例の一部改正）

第1条 美濃加茂市税条例（昭和29年美濃加茂市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (読替規定) 第6条 法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条又は第62条</u> の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第40条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、 <u>第61条若しくは第62条</u> 」とする。	附 則 (読替規定) 第6条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第40条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2～18 (略)</p> <p><u>19 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は、零とする。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第12条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第12条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第64条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</u></p> <p><u>第25条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2～18 (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第12条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第12条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第64条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(個人の市民税の税率の特例等)</p> <p>第24条 (略)</p>
--	---

第2条 美濃加茂市税条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>第6条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第40条の2第8項中「又は第349条の3の4か</p>	<p>附 則</p> <p>(読替規定)</p> <p>第6条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第40条の2第8項中「又は第349条の3の4か</p>

ら第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 (略)

2～18 (略)

19 法附則第64条に規定する市の条例で定める割合は、零とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第25条 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第26条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第26条の8の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅

ら第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の2 (略)

2～18 (略)

19 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は、零とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第25条 (略)

借入金等特別税額控除の特例)

第27条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

承第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年4月30日次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月8日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

記

美濃加茂市都市計画税条例の一部を改正する条例

（美濃加茂市都市計画税条例の一部改正）

第1条 美濃加茂市都市計画税条例（昭和32年美濃加茂市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～12 （略） 13 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、 <u>第15条の3又は第61条</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。	附 則 1～12 （略） 13 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項 <u>又は第15条の3</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

第2条 美濃加茂市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="327 293 411 322">附 則</p> <p data-bbox="256 353 448 383">1～12 (略)</p> <p data-bbox="256 414 823 884">13 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第63条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは<u>第63条</u>」とする。</p>	<p data-bbox="927 293 1011 322">附 則</p> <p data-bbox="857 353 1048 383">1～12 (略)</p> <p data-bbox="857 414 1407 884">13 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は<u>第61条</u>の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは<u>第61条</u>」とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

承第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年5月12日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月8日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

令和2年度美濃加茂市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,972,250千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,377,459千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,353,729	5,898,165	9,251,894
	2 国庫補助金	1,053,364	5,898,165	6,951,529
16 県支出金		1,591,371	16,150	1,607,521
	2 県補助金	439,818	15,000	454,818
	3 委託金	166,655	1,150	167,805
19 繰入金		1,263,721	57,935	1,321,656
	1 基金繰入金	1,263,718	57,935	1,321,653
歳入合計		23,405,209	5,972,250	29,377,459

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		2,793,106	5,740,000	8,533,106
	1 総務管理費	2,220,522	5,740,000	7,960,522
4 衛生費		1,861,979	1,000	1,862,979
	1 保健衛生費	1,079,669	1,000	1,080,669
5 農林業費		565,071	1,150	566,221
	2 林業費	170,878	1,150	172,028
6 商工費		875,252	230,100	1,105,352
	1 商工費	875,252	230,100	1,105,352
歳 出	合 計	23,405,209	5,972,250	29,377,459

予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	3,353,729	5,898,165	9,251,894
16 県支出金	1,591,371	16,150	1,607,521
19 繰入金	1,263,721	57,935	1,321,656
歳入合計	23,405,209	5,972,250	29,377,459

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	2,793,106	5,740,000	8,533,106
4 衛生費	1,861,979	1,000	1,862,979
5 農林業費	565,071	1,150	566,221
6 商工費	875,252	230,100	1,105,352
歳 出 合 計	23,405,209	5,972,250	29,377,459

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一般財源
国庫支出金	県支出金	市債	その他	
5,740,000				
				1,000
	1,150			
158,165	15,000			56,935
5,898,165	16,150			57,935

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	3,353,729	5,898,165	9,251,894
	2	国庫補助金	1,053,364	5,898,165	6,951,529
	1	総務費国庫補助金	133,284	5,740,000	5,873,284
	5	商工費国庫補助金	9,350	158,165	167,515

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 総務管理費 補助金	5,740,000	1 特別定額給付金事業費補助金
1 商工費補助 金	158,165	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

(款) 16 県支出金
(項) 2 県補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		県支出金	1,591,371	16,150	1,607,521
	2	県補助金	439,818	15,000	454,818
	10	商工費県補助金	0	15,000	15,000
	3	委 託 金	166,655	1,150	167,805
	3	農林業費委託金	17,000	1,150	18,150

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 商工総務費補助金	15,000	1 雇用調整助成金上乗せ補助金
1 林業費委託金	1,150	1 ぎふ清流里山公園管理事務委託金

(款) 19 繰入金
(項) 1 基金繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰入金	1,263,721	57,935	1,321,656
	1	基金繰入金	1,263,718	57,935	1,321,653
		1 財政調整基金繰入金	700,000	57,935	757,935

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	57,935	1 財政調整基金繰入金

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		総 務 費	2,793,106	5,740,000	8,533,106	5,740,000	
	1	総務管理費	2,220,522	5,740,000	7,960,522	5,740,000	
	14	特別定額給 付金給付費	53,000	5,740,000	5,793,000	国庫支出金 5,740,000	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	5,740,000	特別定額給付金	特別定額給付金事業（新型コロナ対策） 5,740,000

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		衛生費	1,861,979	1,000	1,862,979		1,000
	1	保健衛生費	1,079,669	1,000	1,080,669		1,000
		1 保健衛生総務費	264,115	1,000	265,115		1,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
10 需用費	1,000	消耗品費	感染症対策事業（新型コロナ対策） 1,000

(款) 5 農林業費
(項) 2 林業費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
5		農林業費	565,071	1,150	566,221	1,150	
	2	林業費	170,878	1,150	172,028	1,150	
		1	林業振興費	170,878	1,150	172,028	県支出金 1,150

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
12 委 託 料	1,150	ぎふ清流里山公園森林整備	里山整備事業 1,150

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		商工費	875,252	230,100	1,105,352	173,165	56,935
	1	商工費	875,252	230,100	1,105,352	173,165	56,935
		1 商工総務費	94,604	230,100	324,704	国庫支出金 158,165 県支出金 15,000	56,935

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	1,504	月額任用職員	子育て世帯・医療従事者応援テイクアウト等クーポン発行事業（新型コロナウイルス対策） 52,354
3 職員手当等	142	期末手当	先得みのかも応援チケット発行事業（新型コロナウイルス対策） 96,000
8 旅費	100	通勤に係る費用弁償	雇用調整支援事業（新型コロナウイルス対策） 30,000
10 需用費	2,440	印刷製本費	テナント家賃減免支援事業（新型コロナウイルス対策） 30,000
11 役務費	2,414	郵便料	生活必需品小売店舗等支援事業（新型コロナウイルス対策） 20,000
18 負担金、補助及び交付金	223,500	テイクアウト等クーポン利用交付金 47,500 雇用調整支援補助金 30,000 テナント家賃減免支援補助金 30,000 生活必需品小売店舗等補助金 20,000 先得みのかも応援チケット補助金 96,000	会計年度任用職員給 1,746

給 与 費 明 細 書

1 一般職 (1)総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	855 (1)	694,527	1,125,519	900,205	2,720,251	441,955	3,162,206	
補正前	854 (1)	693,023	1,125,519	900,063	2,718,605	441,955	3,160,560	
比較	1	1,504		142	1,646		1,646	

()内は内短時間勤務職員数を計上

区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	31,248	35,497	10,876	14,860	30	103,146	35,973	297,978	199,767	1,039	169,791
補正前	31,248	35,497	10,876	14,860	30	103,146	35,973	297,836	199,767	1,039	169,791	
比較								142				

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考
職員 手当	142	その他の 増加分	142 期末手当	142

承第11号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和2年6月2日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年6月8日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

令和2年度美濃加茂市一般会計補正予算（第4号）

令和2年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,393,959千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄附金		300,500	1,500	302,000
	1 寄附金	300,500	1,500	302,000
20 繰越金		600,409	15,000	615,409
	1 繰越金	600,409	15,000	615,409
歳入合計		29,377,459	16,500	29,393,959

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		1,862,979	1,000	1,863,979
	1 保健衛生費	1,080,669	1,000	1,081,669
6 商工費		1,105,352	15,000	1,120,352
	1 商工費	1,105,352	15,000	1,120,352
9 教育費		3,247,444	500	3,247,944
	1 教育総務費	433,372	500	433,872
歳 出 合 計		29,377,459	16,500	29,393,959

予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 寄附金	300,500	1,500	302,000
20 繰越金	600,409	15,000	615,409
歳入合計	29,377,459	16,500	29,393,959

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費	1,862,979	1,000	1,863,979
6 商工費	1,105,352	15,000	1,120,352
9 教育費	3,247,444	500	3,247,944
歳 出 合 計	29,377,459	16,500	29,393,959

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一般財源
国庫支出金	県支出金	市債	その他	
			1,000	
				15,000
			500	
			1,500	15,000

2 歳 入

(款) 18 寄 附 金
(項) 1 寄 附 金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
18		寄 附 金	300,500	1,500	302,000
	1	寄 附 金	300,500	1,500	302,000
	3	衛 生 費 寄 附 金	0	1,000	1,000
	4	教 育 費 寄 附 金	0	500	500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生費 寄附金	1,000	1 保健衛生費寄附金
1 教育総務費 寄附金	500	1 教育総務費寄附金

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	600,409	15,000	615,409
	1	繰越金	600,409	15,000	615,409
	1	繰越金	600,409	15,000	615,409

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	15,000	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		衛生費	1,862,979	1,000	1,863,979	1,000	
	1	保健衛生費	1,080,669	1,000	1,081,669	1,000	
		1 保健衛生総務費	265,115	1,000	266,115	寄附金 1,000	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
10 需用費	1,000	消耗品費	感染症対策事業（新型コロナ対策） 1,000

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6		商工費	1,105,352	15,000	1,120,352		15,000
	1	商工費	1,105,352	15,000	1,120,352		15,000
		1 商工総務費	324,704	15,000	339,704		15,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	15,000	感染防止対策助成金 5,000 広告宣伝等販売促進助成金 10,000	感染防止対策助成事業（新型コロナ対策） 5,000 広告宣伝等販売促進助成事業（新型コロナ対策） 10,000

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

9	1	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	3,247,444	500	3,247,944	500	
	1	教育総務費	433,372	500	433,872	500	
	2	事務局費	383,801	500	384,301	寄附金 500	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
10 需用費	500	消耗品費	学校感染症対策事業（新型コロナ対策） 500

議第51号

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和29年美濃加茂市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(地域手当) 第11条の2 <u>地域手当は、規則で定める地域に在勤する職員に支給する。</u>	(地域手当) 第11条の2 <u>職員に地域手当を支給する。</u>
2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の20</u> を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。	2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に <u>100分の3</u> を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第11条の2の規定は、令和2年4月1日から適用する。

議第52号

美濃加茂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

美濃加茂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年美濃加茂市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	
第1章 <u>総則（第1条・第2条）</u>	
第2章 <u>災害弔慰金の支給（第3条－第8条）</u>	
第3章 <u>災害障害見舞金の支給（第9条－第11条）</u>	
第4章 <u>災害援護資金の貸付け（第12条－第15条）</u>	
第5章 <u>雑則（第16条・第17条）</u>	
（目的）	（目的）
第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、災害により死亡した市民の遺族に <u>対する</u> 災害弔慰金及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に <u>対する</u> 災害障害見舞	第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、災害により死亡した市民の遺族に災害弔慰金若しくは災害により精神若しくは身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の

金の支給を行い、並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、災害により被害を受けた当時、市内に住所を有していた者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

(1) 災害により死亡した者(以下「死亡者」という。)の死亡当時において、その死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。以下同じ。)

ロ～ホ (略)

支給を行い、又は災害により被害を受けた世帯の世帯主に災害援護資金の貸付けを行い、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号に掲げるところによる。

(1) 災害 令第1号に規定する災害をいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡した者の死亡当時において、その死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者

ロ～ホ (略)

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

（災害弔慰金の額）

第5条 死亡者 1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1)～(3) (略)

（災害障害見舞金の支給）

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(3) 死亡した者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者 1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1)～(3) (略)

（災害障害見舞金の支給）

第9条 市は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害が生じた市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害(以下この章において単に「災害」という。)により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 (略)

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ～ニ (略)

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ～ハ (略)

ニ 住居の全体が滅失し、又は流出した場合 350万円

(3) 第1号ハ又は前号ロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 (略)

(保証人及び利率)

第14条 (略)

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の世帯主(市民に限る。)に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 (略)

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ～ニ (略)

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ～ハ (略)

ニ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 350万円

(3) 第1号ハ又は前号ロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すためにその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 (略)

(保証人及び利率)

第14条 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 (略)

- 2 (略)
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 雑則

(美濃加茂市災害弔慰金等支給審査委員会)

第16条 法第18条の合議制の機関として、美濃加茂市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 医師
- (2) 弁護士
- (3) 市長が適当と認める者
- 4 委員の任期は、審議事項の諮問を受けてから答申を行うまでとし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 市長は、委員会に特別又は専門の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項

- 2 (略)
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、法第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 (略)

- 2 (略)
- 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項

は、規則で定める。

は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第53号

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成23年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第1条—第4条関係）					別表（第1条—第4条関係）				
1 市長の附属機関					1 市長の附属機関				
附属機関名	所掌事項	委員の構成	委員の定数	委員の任期	附属機関名	所掌事項	委員の構成	委員の定数	委員の任期
(略)					(略)				
美濃加茂市空家等対策審議会	(略)	(略)	(略)	(略)	美濃加茂市空家等対策審議会	(略)	(略)	(略)	(略)
					美濃加茂市未 来のまちづく り委員会	新庁舎整備 基本計画及 び立地適正 化計画に関 すること。	(1) 学識経 験を有す る者 (2) 市長が 適当と認 める者	10人 以内	審議事 項の諮 問を受 けてか ら答申 を行う まで

美濃加茂市権利擁護支援審議会(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第2項に基づく。)	(1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項に規定する本格的な事項の調査審議に關すること。	(1) 成年後見制度に關し専門的知識を有する者(2) 関係団体の代表者等	1 1 人	1 年	
2 教育委員会の附属機関		2 教育委員会の附属機関			
(略)		(略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年度的美濃加茂市権利擁護支援審議会委員の任期は、別表の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

議第54号

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年美濃加茂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条、第5条関係）				別表（第2条、第5条関係）			
区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償	区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
(略)				(略)			
公務災害補償等認定委員会委員	(略)	(略)	(略)	公務災害補償等認定委員会委員及び審査会委員	(略)	(略)	(略)
公務災害補償等審査会委員	(略)	(略)	(略)	給食センター運営委員会委員	(略)	(略)	(略)
給食センター運営委員会委員	(略)	(略)	(略)	給食センター運営委員会委員	(略)	(略)	(略)
美濃加茂市災害弔慰金等支給審査	美濃加茂市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年美濃						

委員会委員	加茂市条例第17号)						
美濃加茂市 都市計画審 議会委員	(略)						
(略)				(略)			
美濃加茂市 空家等対策 審議会委員	(略)	(略)	(略)	美濃加茂市 空家等対策 審議会委員	(略)	(略)	(略)
				美濃加茂市 未来のまち づくり委員 会			
美濃加茂市 教育振興基 本計画策定 委員会委員				美濃加茂市 教育振興基 本計画策定 委員会委員			
美濃加茂市 権利擁護支 援審議会委 員							
美濃加茂市 地籍調査推 進員	(略)			美濃加茂市 地籍調査推 進員	(略)		
(略)				(略)			

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議第 5 5 号

美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例

(美濃加茂市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市印鑑条例(昭和 5 0 年美濃加茂市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付)</p> <p>第 1 0 条の 2 前条の規定にかかわらず、<u>印鑑の登録を受けている者は</u>、自ら証明書等の交付を受けるための専用の端末機に印鑑登録証及び暗証番号(印鑑登録証の不正な使用を防止するために暗証として入力される番号で、登録申請者又は印鑑の登録を受けている者が市長に届け出たものをいう。<u>次条において同じ。</u>)を使用して入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(暗証番号の登録及び管理等)</p> <p>第 1 0 条の 3 (略)</p> <p><u>(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付)</u></p>	<p>(端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付)</p> <p>第 1 0 条の 2 前条の規定にかかわらず、<u>印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は</u>、自ら証明書等の交付を受けるための専用の端末機に印鑑登録証及び暗証番号(印鑑登録証の不正な使用を防止するために暗証として入力される番号で、登録申請者又は印鑑の登録を受けている者が市長に届け出たものをいう。<u>以下同じ。</u>)を使用して入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>(暗証番号の登録及び管理等)</p> <p>第 1 0 条の 3 (略)</p>

第10条の4 第10条の規定にかかわらず、
印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機
(地方公共団体情報システム機構の使用に
係る電子計算機を経由して市の使用に係る
電子計算機と電気通信回線で接続された通
信端末機で、当該端末機の操作により証明書
を発行する機能を有するものをいう。)に、
個人番号カード及び暗証番号(電子署名等に
係る地方公共団体情報システム機構の認証
業務に関する法律(平成14年法律第153
号)第2条第5項に規定する利用者証明利用
者符号を利用するために用いるものとして
設定された暗証番号をいう。)を使用して必
要な事項を入力することにより、印鑑登録証
明書の交付を申請し、その交付を受けること
ができる。

第2条 美濃加茂市印鑑条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書の申請)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p>(印鑑登録証明書の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p><u>(端末機による印鑑登録証明書の申請及び 交付)</u></p> <p><u>第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑 の登録を受けている者は、自ら証明書等の交 付を受けるための専用の端末機に印鑑登録 証及び暗証番号(印鑑登録証の不正な使用を 防止するために暗証として入力される番号 で、登録申請者又は印鑑の登録を受けている 者が市長に届け出たものをいう。次条におい て同じ。)を使用して入力することにより、 印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を 受けることができる。</u></p> <p><u>(暗証番号の登録及び管理等)</u></p> <p><u>第10条の3 印鑑の登録を受けている者は、 前条の規定により印鑑登録証明書の交付を</u></p>

受けようとするときは、あらかじめ自ら市長に暗証番号を書面で届け出なければならない。届け出た暗証番号を変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

2 市長は、暗証番号の登録又は変更の届出があつたときは、当該届出者が本人であること及び当該届出が本人の意思に基づくものであることを確認するものとする。

3 前項の確認は、暗証番号の登録又は変更の届出の事実について、郵送その他市長が適当と認める方法により、当該暗証番号の登録又は変更の届出者に対して文書により照会し、その回答書を規則で定める期間内に暗証番号の登録又は変更の届出者に持参させ、又は暗証番号の登録又は変更の届出者自ら持参することができないときは、委任の旨を証する書面を添えて代理人に持参させることによつて行うものとする。

4 市長は、暗証番号の登録又は変更の届出者が自ら届け出た場合において、次に掲げる方法のうちいずれかの方法によつて、第2項の規定による確認をすることができると認めるときは、前項の規定による確認の方法を省略することができる。

(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書で、本人の写真を貼付したものの提示

(2) 本市において既に印鑑の登録を受けている者により暗証番号の登録又は変更の届出者が本人に相違ないことを保証された書面の提出

(3) その他市長が、届出者が本人であること及び届出が本人の意思に基づくものであると確認できる方法

5 市長は、前3項の規定による確認をしたと

<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付)</p> <p><u>第10条の2</u> 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。）に、個人番号カード及び暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号をいう。）を使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p><u>きは、暗証番号を登録又は変更するものとする。</u></p> <p><u>6</u> 市長は、登録し、又は変更した暗証番号を適正に管理しなければならない。</p> <p><u>7</u> 印鑑の登録を受けている者は、届け出た暗証番号を他に漏らしてはならない。</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付)</p> <p><u>第10条の4</u> <u>第10条</u>の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。）に、個人番号カード及び暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号をいう。）を使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>
--	---

附 則

この条例中第1条の規定は令和2年11月1日から、第2条の規定は公布の日から起算して2年4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議第56号

美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例

美濃加茂市手数料条例（平成12年美濃加茂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(免除)	(免除)
第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。	第5条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) <u>官公署から請求されたもの</u>	(3) <u>官公署から請求があったとき。</u>
(4) <u>公用で使用するもの</u>	(4) <u>公用で使用するとき。</u>
(5) (略)	(5) (略)
附 則	附 則
(経過措置)	(経過措置)
2 (略)	2 (略)
<u>(多機能端末機を利用した場合の特例)</u>	

3 令和2年11月1日から令和4年3月31日までの間、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。）を利用した交付にあつては、別表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる手数料については、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

住民票写し等交付手数料	200円
戸籍附票写し交付手数料	
租税公課証明書交付手数料	
印鑑登録証明書交付手数料	

別表（第2条関係）

【別表（改正後）】

別表（第2条関係）

【別表（改正前）】

【別表（改正前）】

事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	金額
(略)				
6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	1 法第7条第1項の通知カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合、市若しくは地方公共団体情報システム機構の過失による誤交付又は国外転出により返納した場合を除く。）	通知カード再交付手数料	1枚につき	500円
	2 法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付（追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合、市若しくは地方公共団体情報システム機構	個人番号カード再交付手数料	1枚につき	800円

	の過失による誤交付又は国外転出により返納した場合を除く。)			
(略)				
8 各種証明等に関する事務 (1の項から7の項までに掲げる事務に関するものを除く。)	3 土地地番図の閲覧及び写しの交付	土地地番図の閲覧 (縮尺：1,000分の1)	1筆又は写し1枚につき (紙媒体、日本工業規格A列3番)	(略)
		土地地番図の写しの交付 (縮尺：1,000分の1)	1筆又は写し1枚につき (紙媒体、日本工業規格A列3番)	(略)
		(略)		
(略)				

【別表(改正後)】

事務の種類	事務の内容	手数料の名称	単位	金額
(略)				
6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)の施	法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付(追記欄の余白がなくなった場合、個人番号若しくは住民票コードの変更により返納した場合、市若しくは地方公共団体情報システム機構の過失による誤交付又は国外転出により返納した場合を除く。)	個人番号カード再交付手数料	1枚につき	800円

行に関する事務					
(略)					
8 各種証明等に関する事務 (1の項から7の項までに掲げる事務に関するものを除く。)	(略)	3 土地地番図の閲覧及び写しの交付	土地地番図の閲覧 (縮尺：1,000分の1)	1筆又は写し1枚につき (紙媒体、日本産業規格A列3番)	(略)
			土地地番図の写しの交付 (縮尺：1,000分の1)	1筆又は写し1枚につき (紙媒体、日本産業規格A列3番)	(略)
			(略)		
	(略)				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則の改正は、令和2年11月1日から施行する。

議第 57 号

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

美濃加茂市国民健康保険条例（平成 12 年美濃加茂市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料の減免)</p> <p>第 37 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者について保険料を<u>減額し、又は免除</u>することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定によって保険料の<u>減額又は免除</u>（以下「<u>減免</u>」という。）を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</p> <p>7 (略)</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第 37 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者について保険料を<u>減免</u>することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 前項の規定によって保険料の<u>減免</u>を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</p> <p>7 (略)</p>

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

8. 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第37条第1項第1号に規定する保険料(被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当すること。

ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の1

0分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

9 前項の場合における第37条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長はこれにより難い事情があると認めるときは、この限りでない」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第8項及び第9項の規定は、令和2年2月1日から適用する。

議第58号

美濃加茂市介護保険条例等の一部を改正する条例について

美濃加茂市介護保険条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和2年6月8日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

美濃加茂市介護保険条例等の一部を改正する条例

(美濃加茂市介護保険条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市介護保険条例(平成12年美濃加茂市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保険料率) 第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(16) (略) 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>19,440</u> 円とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「 <u>19,</u>	(保険料率) 第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(16) (略) 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、 <u>20,080</u> 円とする。 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合にお

440円とあるのは、「32,400円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,440円」とあるのは、「45,360円」と読み替えるものとする。

(保険料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、又は免除する。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、保険料を減額し、又は免除することについて特別の理由と認められたとき。

- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減額又は免除(以下「減免」という。)を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

附 則

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

いて、前項中「20,080円」とあるのは、「33,040円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,080円」とあるのは、「46,000円」と読み替えるものとする。

(保険料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、保険料を減免することについて特別の理由と認められたとき。

- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

附 則

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第7条 (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)

第8条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であつて、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第11条第1項第3号に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等に

第7条 (略)

より補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の場合における第11条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、この限りでない」とする。

(美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市介護保険条例の一部を改正する条例（平成31年美濃加茂市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例による改正後の美濃加茂市介護保険条例第2条の規定は、令和元年度以後の保険料から適用し、平成30年度までの保険料については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この条例による改正後の美濃加茂市介護保険条例第2条の規定は、平成31年度以後の保険料から適用し、平成30年度までの保険料については、なお従前の例による。</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第8条の規定は令和2年2月1日から、改正後の第2条及び次項の規定は令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第59号

令和2年度美濃加茂市一般会計補正予算（第5号）

令和2年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,427,049千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,821,008千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月8日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		9,251,894	668,943	9,920,837
	1 国庫負担金	2,286,013	4,000	2,290,013
	2 国庫補助金	6,951,529	664,943	7,616,472
16 県支出金		1,607,521	23,088	1,630,609
	1 県負担金	984,898	2,000	986,898
	2 県補助金	454,818	21,088	475,906
19 繰入金		1,321,656	1,001	1,322,657
	1 基金繰入金	1,321,653	1,001	1,322,654
20 繰越金		615,409	263,417	878,826
	1 繰越金	615,409	263,417	878,826
21 諸収入		827,098	16,000	843,098
	4 雑入	511,908	16,000	527,908
22 市債		3,111,200	454,600	3,565,800
	1 市債	3,111,200	454,600	3,565,800
歳入合計		29,393,959	1,427,049	30,821,008

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		8,533,106	14,000	8,547,106
	1 総務管理費	7,960,522	14,000	7,974,522
3 民生費		8,310,118	919,572	9,229,690
	2 児童福祉費	4,057,277	919,572	4,976,849
4 衛生費		1,863,979	123,737	1,987,716
	1 保健衛生費	1,081,669	123,737	1,205,406
5 農林業費		566,221	21,927	588,148
	2 林業費	172,028	21,927	193,955
7 土木費		2,234,273	10,000	2,244,273
	4 都市計画費	1,350,184	10,000	1,360,184
9 教育費		3,247,944	337,813	3,585,757
	1 教育総務費	433,872	301,131	735,003
	5 社会教育費	1,325,594	900	1,326,494
	6 保健体育費	871,891	35,782	907,673
歳 出	合 計	29,393,959	1,427,049	30,821,008

第2表

地 方 債 補 正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
古井保育園整備事業	千円 153,000	証書借入	年1.8%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件に より、銀行その 他の場合には その借入先と 協定するもの による。ただ し、市財政の 都合により繰 上償還又は低 利に借換えす ることができる。	千円 558,800	変更なし	変更なし	変更なし
保健センター総務費	217,300				261,600			
都市公園整備事業	14,800				19,300			

予算説明書

1 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書
 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	9,251,894	668,943	9,920,837
16 県支出金	1,607,521	23,088	1,630,609
19 繰入金	1,321,656	1,001	1,322,657
20 繰越金	615,409	263,417	878,826
21 諸収入	827,098	16,000	843,098
22 市債	3,111,200	454,600	3,565,800
歳入合計	29,393,959	1,427,049	30,821,008

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	8,533,106	14,000	8,547,106
3 民生費	8,310,118	919,572	9,229,690
4 衛生費	1,863,979	123,737	1,987,716
5 農林業費	566,221	21,927	588,148
7 土木費	2,234,273	10,000	2,244,273
9 教育費	3,247,944	337,813	3,585,757
歳出合計	29,393,959	1,427,049	30,821,008

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一般財源
国庫支出金	県支出金	市債	その他	
5,000				9,000
455,111	2,000	405,800		56,661
49,167		44,300		30,270
	20,926		1,001	
5,000		4,500		500
154,665	162		16,000	166,986
668,943	23,088	454,600	17,001	263,417

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	9,251,894	668,943	9,920,837
	1	国庫負担金	2,286,013	4,000	2,290,013
	1	民生費国庫負担金	2,206,465	4,000	2,210,465
	2	国庫補助金	6,951,529	664,943	7,616,472
	1	総務費国庫補助金	5,873,284	5,000	5,878,284
	2	民生費国庫補助金	370,126	451,111	821,237
	3	衛生費国庫補助金	250,115	49,167	299,282
	6	土木費国庫補助金	241,679	5,000	246,679
	8	教育費国庫補助金	43,710	154,665	198,375

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
2 児童福祉費 負担金	4,000	1 母子生活支援施設入所措置費負担金
1 総務管理費 補助金	5,000	1 地方創生推進交付金（シティプロモーション事業）
2 児童福祉費 補助金	451,111	1 社会資本整備総合交付金（古井保育園整備事業）
1 保健衛生費 補助金	49,167	1 社会資本整備総合交付金（保健センター総務費）
2 都市計画費 補助金	5,000	1 社会資本整備総合交付金（都市公園整備事業）
1 教育総務費 補助金	154,665	1 公立学校情報機器整備費補助金

(款) 16 県支出金
(項) 1 県負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		県支出金	1,607,521	23,088	1,630,609
	1	県負担金	984,898	2,000	986,898
	1	民生費県負担金	917,212	2,000	919,212
	2	県補助金	454,818	21,088	475,906
	4	農林業費県補助金	68,263	20,926	89,189
	7	教育費県補助金	10,398	162	10,560

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費負担金	2,000	1 母子生活支援施設入所措置費負担金
2 林業費補助金	20,926	1 清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金（里山整備事業）
1 教育総務費補助金	162	1 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金

(款) 19 繰入金
(項) 1 基金繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
19		繰入金	1,321,656	1,001	1,322,657
	1	基金繰入金	1,321,653	1,001	1,322,654
	4	ふるさと納税基金繰入金	360,000	1,001	361,001

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 ふるさと納税基金繰入金	1,001	1 ふるさと納税基金繰入金

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	615,409	263,417	878,826
	1	繰越金	615,409	263,417	878,826
		1 繰越金	615,409	263,417	878,826

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	263,417	1 前年度繰越金

(款) 21 諸収入
(項) 4 雑収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
21		諸収入	827,098	16,000	843,098
	4	雑収入	511,908	16,000	527,908
	5	雑収入	163,380	16,000	179,380

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
9 教育費雑入	16,000	1 スポーツ振興くじ助成金

(款) 22 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
22		市 債	3,111,200	454,600	3,565,800
	1	市 債	3,111,200	454,600	3,565,800
		2 民生債	165,400	405,800	571,200
		3 衛生債	217,300	44,300	261,600
		4 土木債	180,900	4,500	185,400

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 児童福祉債	405,800	1 古井保育園整備事業
1 保健衛生債	44,300	1 保健センター総務費
2 都市計画債	4,500	1 都市公園整備事業

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		総 務 費	8,533,106	14,000	8,547,106	5,000	9,000
	1	総務管理費	7,960,522	14,000	7,974,522	5,000	9,000
		1 一般管理費	877,117	4,000	881,117		4,000
		6 企 画 費	832,495	10,000	842,495	国庫支出金 5,000	5,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
5 災害補償費	4,000	非常勤職員公務災害補償費	公務災害認定事業 4,000
12 委 託 料	10,000	シティセールス戦略事業	シティプロモーション事業 10,000

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

3	2	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	8,310,118	919,572	9,229,690	862,911	56,661
	2	児童福祉費	4,057,277	919,572	4,976,849	862,911	56,661
	1	児童福祉総務費	126,954	8,000	134,954	国庫支出金 4,000 県支出金 2,000	2,000
	4	保育園施設費	1,120,853	911,572	2,032,425	国庫支出金 451,111 市債 405,800	54,661

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考	
区 分	金 額			
12 委 託 料	8,000	母子生活支援施設入所措置	母子家庭等支援事業	8,000
14 工事請負費	911,572	保育園等整備	古井保育園整備事業	911,572

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		衛生費	1,863,979	123,737	1,987,716	93,467	30,270
	1	保健衛生費	1,081,669	123,737	1,205,406	93,467	30,270
		4 予防接種費	156,230	5,823	162,053		5,823
		5 保健センター費	484,604	117,914	602,518	国庫支出金 49,167 市債 44,300	24,447

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
10 需用費	5	消耗品費 印刷製本費	3 2 予防接種事業 5,823
11 役務費	24	郵便料	
12 委託料	5,794	予防接種	
12 委託料	19,580	保健センター建物等積算	保健センター総務費 117,914
16 公有財産購入費	98,334	保健センター等	

(款) 5 農林業費
(項) 2 林業費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
5		農林業費	566,221	21,927	588,148	21,927	
	2	林業費	172,028	21,927	193,955	21,927	
		1	林業振興費	172,028	21,927	193,955	県支出金 20,926 繰入金 1,001

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
12 委託料	9,706	みのかも健康の森等森林空間活用	里山整備事業 21,927
18 負担金、補助及び交付金	12,221	里山林整備補助金	

(款) 7 土木費
(項) 4 都市計画費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
7		土木費	2,234,273	10,000	2,244,273	9,500	500
	4	都市計画費	1,350,184	10,000	1,360,184	9,500	500
		4 公園費	156,087	10,000	166,087	国庫支出金 5,000 市債 4,500	500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考	
区 分	金 額			
14 工事請負費	10,000	井戸畑児童公園再整備	都市公園整備事業	10,000

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

9	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	3,247,944	337,813	3,585,757	170,827	166,986
	1	教育総務費	433,872	301,131	735,003	154,827	146,304
	2	事務局費	384,301	300,969	685,270	国庫支出金 154,665	146,304
	3	教育センター費	46,631	162	46,793	県支出金 162	
	5	社会教育費	1,325,594	900	1,326,494		900
	7	文化の森費	167,285	900	168,185		900
	6	保健体育費	871,891	35,782	907,673	16,000	19,782
	2	保健体育施設費	230,527	35,782	266,309	諸収入 16,000	19,782

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
11 役 務 費	2,369	通信回線使用料	情報教育推進事業 300,969
17 備品購入費	298,600	タブレットパソコン 258,300 プロジェクター等 40,300	
7 報 償 費	141	推進員謝礼等	教育センター研修事業 162
10 需 用 費	16	消耗品費	
11 役 務 費	5	郵便料	
18 負担金、補助及び交付金	900	歴史PRマンガ作成事業イベント負担金	「織田信長の東美濃攻略」を活用した歴史PRマンガ作成事業（定住） 900
14 工事請負費	35,782	グラウンド施設整備	グラウンド管理事業 35,782

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	5,700,511	5,539,883	2,935,800	814,131	7,661,552
(1) 総務	151,192	167,490	14,800	26,185	156,105
(2) 民生	13,818	6,851	571,200	6,852	571,199
(3) 衛生			261,600		261,600
(4) 農林	230,494	162,711		67,828	94,883
(5) 商工	12,241	52,924		2,148	50,776
(6) 土木	2,435,184	2,203,661	185,400	400,802	1,988,259
(7) 消防	137,055	183,981	906,300	24,780	1,065,501
(8) 教育	2,720,527	2,762,265	996,500	285,536	3,473,229
2 災害復旧債	11,200	11,200		1,244	9,956
(1) 補助災害	9,300	9,300		1,033	8,267
(2) 単独災害	1,900	1,900		211	1,689
3 その他	7,884,292	7,740,765	630,000	769,135	7,601,630
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	203,332	157,399		40,784	116,615
(3) 財源対策債等	216,925	144,156		58,552	85,604
(4) 臨時財政対策債	7,464,035	7,439,210	630,000	669,799	7,399,411
合 計	13,596,003	13,291,848	3,565,800	1,584,510	15,273,138

議第60号

防災情報伝達システム整備工事の請負契約の締結について

美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年美濃加茂市条例第4号）第2条の規定により、次のとおり請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

令和2年6月8日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 防災情報伝達システム整備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 金836,894,444円 |
| 4 | 契約の相手方 | 株式会社 NTTフィールドテクノ東海支店
取締役東海支店長 小林 康 雄 |

議第61号

美濃加茂市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて

令和2年7月20日に任期満了となる美濃加茂市農業委員会委員の後任の委員の選任に当たり、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、美濃加茂市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上としたいので、議会の同意を求める。

令和2年6月8日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

議第62号

美濃加茂市教育委員会委員の任命について

美濃加茂市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月8日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

住 所
氏 名 高 野 光 泰
生年月日



Walkable City
Minakama